

令和7年度第1回名古屋市食の安全・安心推進会議 次第

日時：令和7年6月27日（金）14時～16時

場所：名古屋市公館 レセプションホール

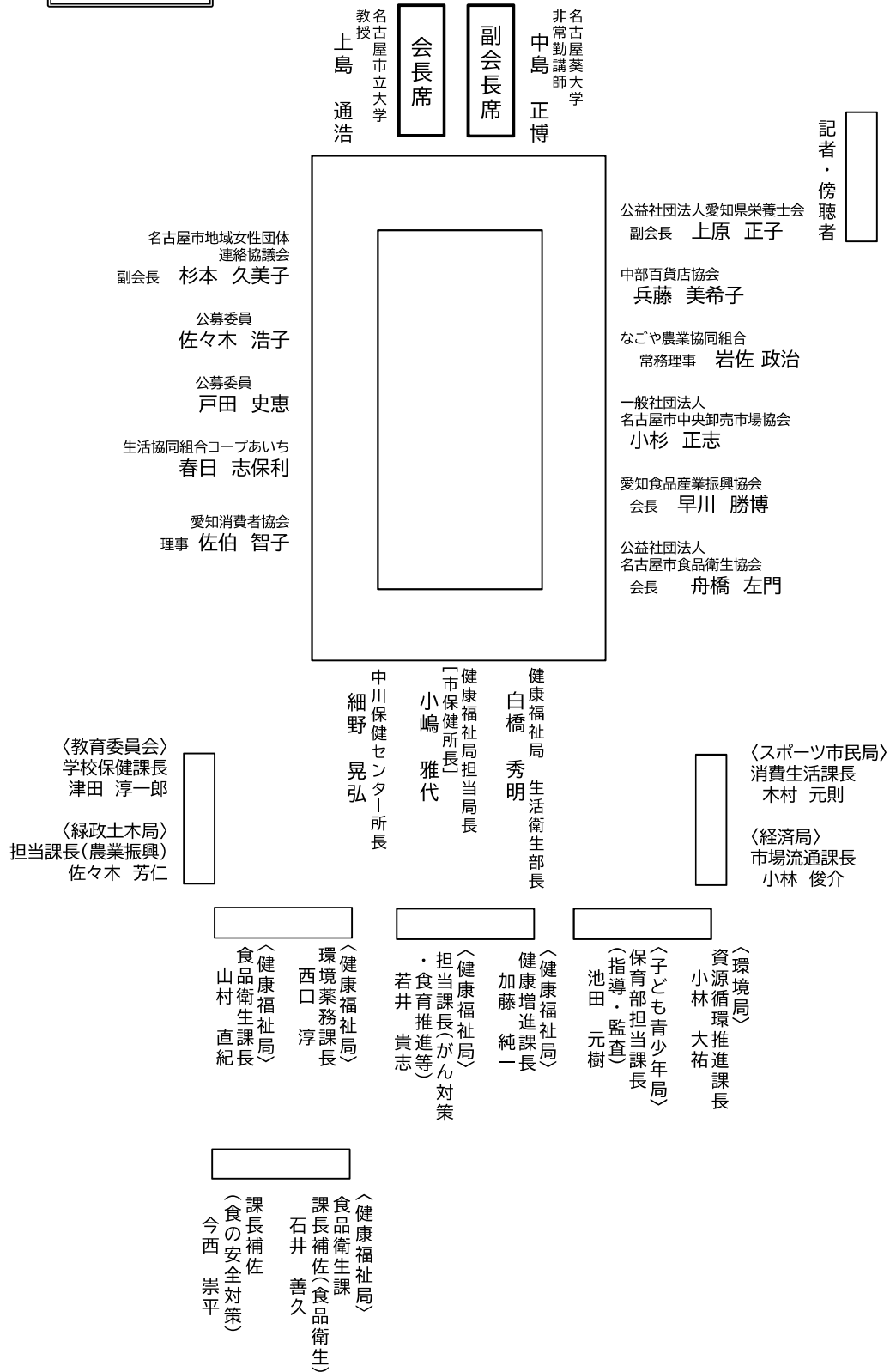
議題等

- 1 名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画2028に基づく事業等の実施状況について
- 2 その他

【配布資料一覧】

- ・ 座席表
- ・ 名古屋市食の安全・安心推進会議委員名簿
- ・ 資料1 名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画2028に基づく事業等の令和6年度実施状況
- ・ 資料2 名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画2028の実施状況（令和7年度の事業内容）
- ・ 資料3 情報提供資料
 - ① 気にしていますか？食品表示
 - ② くすりと健康食品
 - ③ 健康食品5つの問題
 - ④ 有毒植物の誤食による食中毒予防の徹底について
- ・ 参考 名古屋市食の安全・安心推進会議に関する規程

座席表



名古屋市食の安全・安心推進会議委員名簿

令和7年6月現在

(1) 学識経験者

所 属 等	氏 名	備 考
公益社団法人愛知県栄養士会 副会長	上原 正子	
名古屋市立大学大学院医学研究科 教授	上島 通浩	
名古屋葵大学健康科学部 非常勤講師	中島 正博	

(2) 消費者団体等

所 属 等	氏 名	備 考
生活協同組合コープあいち 理事	春日 志保利	
愛知消費者協会 名古屋支部 理事	佐伯 智子	
公募委員	佐々木 浩子	
名古屋市地域女性団体連絡協議会 副会長	杉本 久美子	
公募委員	戸田 史恵	

(3) 食品事業者

所 属 等	氏 名	備 考
なごや農業協同組合 常務理事	岩佐 政治	
一般社団法人名古屋市中心卸売市場協会	小杉 正志	名古屋海産市場(株) 取締役部長
愛知食品産業振興協会 会長	早川 勝博	オカザキ製パン (株)
中部百貨店協会	兵藤 美希子	(株)大丸松坂屋百貨店 本社事業本部人材開発部長 松坂屋名古屋店担当
公益社団法人名古屋市食品衛生協会 会長	舟橋 左門	

(敬称略、50音順)

名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2028 に 基づく事業等の令和 6 年度の実施状況

本市では、市民の食の安全・安心を確保するため、名古屋市食の安全・安心条例に基づいて「食の安全・安心の確保のための行動計画 2028」を策定し、指標となる数値目標を設定し各種事業を実施してきました。この度令和 6 年度の実施状況を取りまとめましたのでお知らせします。

1 行動計画に基づく事業の実施状況

(1) 食の安全・安心の確保のための行動計画 2028 の数値目標の状況

食品が安全・安心だと感じる市民の割合について、令和 7 年 4 月下旬～5 月に市民アンケート（無作為抽出）を実施したところ、82.7%でした。今後も目標値以上を達成維持できるよう、市民の食の安全・安心を確保してまいります。

また、各施策の柱ごとの現状値は以下のとおりでした。

施策の柱 1 食の安全の確保

[細菌やウイルスによる食中毒の発生件数 12 件(目標値:5 件以下)]

[大規模食中毒（患者数 50 人以上）の発生件数 2 件（目標値：0 件）]

昨今、経済活動等の活発化により、市内における食中毒発生状況も増加傾向となっております。これらを踏まえ、発生件数の多いカンピロバクターによる食中毒およびノロウイルスによる食中毒については対策月間を設け、飲食店等の事業者に対して、食中毒リスクの周知、取り扱い食品に応じた指導や、食中毒予防の注意喚起を実施しました。引き続き、事業者に応じた効果的な監視指導を工夫しながら行ってまいります。

[HACCP の継続に支援が必要な事業者の割合 46.3%（目標値:40%以下）]

事業者に対するアンケート調査や、ニーズに応じた講習会、相談会を実施し、HACCP の定着への支援を行いました。引き続き、ニーズを把握し、定着に向けた必要な指導や助言を行ってまいります。

施策の柱2 食の安全への信頼の醸成

[カンピロバクター食中毒に気をつけている市民の割合 81.0%

(目標値：90%以上)]

○カンピロバクター食中毒に気をつけている市民の割合について、令和7年2月にアンケート調査を実施しました。世代に応じた情報発信媒体を活用することや、子育て世帯への啓発等を行い、目標の90%以上を達成できるよう、段階的に啓発を継続してまいります。

[リスクコミュニケーション事業への参加者数 5,683人

(目標値：5000人以上)]

○リスクコミュニケーション事業について、食の安全・安心フォーラムをはじめとした各局において、イベントや講演会等の事業を実施しました。今後も様々な活動を通じて、リスクコミュニケーション事業を推進してまいります。

(2) 各事業の実施状況一覧

別紙のとおり。

名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2028 の実施状況 (令和 6 年度の事業内容)

<基本施策1> 食品衛生対策の推進

[個別施策1] 生産・流通段階における食の安全の確保

事業	(1) 農薬の適正使用の啓発や環境保全型農業の推進	担当	緑政土木局
内容	生産者に対して農薬等薬剤の適正使用の啓発や環境保全型農業を推進する。		
目標(R6)	・生産者向け講習会を3回実施する。 ・環境負荷の低減する有機農業を推進する。		
実績	・生産者向け講習会:3回 ・有機農業の推進:1件 (令和7年2月実施 学校給食への有機米提供 180俵)		

事業	(2) 家畜伝染病の発生予防、まん延防止	担当	緑政土木局
内容	家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、防疫対策マニュアルを更新するとともに発生を想定した訓練を実施する。		
目標(R6)	・名古屋市特定家畜伝染病防疫対策会議の開催:1回 ・名古屋市特定家畜伝染病防疫対策マニュアルの更新 ・農業センターで鳥インフルエンザが発生した場合における、鶏の殺処分及び死体焼却を想定した訓練を実施:1回 ・農業センターにおける家畜防疫に関する従事者研修:3回		
実績	<都市農業課> ・名古屋市特定家畜防疫対策会議の開催:1回 ・名古屋市特定家畜伝染病防疫対策マニュアルの更新 ・家畜伝染病の発生を想定した訓練を実施:1回 <指定管理者(農業センター)> ・従事者研修:3回		

事業	(3-1) 中央卸売市場における食の安全の確保	担当	経済局
内容	市場を流通する食品の品質管理向上に努めるとともに連絡会議等の開催による情報交換などを行う。		
目標(R6)	食の安全・安心に関する会議の実施		
実績	食の安全・安心に関する会議:5回		

事業	(3-2) 中央卸売市場における食の安全の確保	担当	健康福祉局
内容	各市場に設置された衛生検査所が監視指導及び検査を実施する。		
目標(R6)	監視指導及び収去検査等の実施		
実績	・監視指導:14,675 件 ・収去等検査:1,540 検体(違反:3 件) ＜南部と畜場＞ ・と畜検査頭数:217,292頭(牛:8,028頭、豚:209,264頭)(違反:0 件)		

〔個別施策2〕 製造・加工・調理・販売段階における食の安全の確保

事業	(1) 食品等事業者への監視指導及び食品等の検査の実施	担当	健康福祉局
内容	食品衛生監視指導計画に基づき、製造・加工・調理・販売に至る各段階の食品関係施設への監視指導を実施する。 市内で製造される食品や市内を流通する食品(輸入食品を含む。)の検査を行い、違反食品等の発見時は、原因施設に対する措置や再発防止の指導を行う。		
目標(R6)	・監視指導の実施 ・収去等検査実施 8,000 件 ・カンピロバクター食中毒防止に重点を置いた監視指導の実施(監視強化月間:5 月、9 月)		
実績	・監視指導:39,827 件(行政処分:13件) ・収去等検査:7,320検体(違反:6検体(市場の違反件数を含む)) ・対策期間中(5 月、9 月)のカンピロバクター食中毒防止に関する指導件数:797件		

事業	(2) 食中毒防止対策の推進	担当	健康福祉局
内容	食中毒の発生状況や事例等をふまえ、対象施設や取扱う食品の特性など食中毒の発生リスクに応じた重点的、効果的な監視指導を実施する。		
目標(R6)	監視指導の実施		
実績	対策期間中(5 月、9 月)のカンピロバクター食中毒防止に関する指導件数:797件(再掲)		

事業	(3) 学校給食における安全・安心の確保	担当	教育委員会
内容	文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」を始めとする各種衛生基準に基づき、施設・設備・食品等は衛生的に取扱うとともに、調理従事者への研修、衛生検査等を行う。 食材の産地、放射性物質の検査結果、食物アレルギー等に関する情報を公表する。 中学校スクールランチにおいては衛生に関する専門的な知識を有した指導員を設置し、衛生検査等を行う。		
目標(R6)	・学校給食調理従事者への研修:28回 ・学校給食食材の産地の公表:毎月 ・中学校スクールランチ指導員立入調査:140回		
実績	・学校給食調理従事者への研修:32回 ・学校給食食材の産地の公表:毎月 ・中学校スクールランチ指導員立入調査:139回		

事業	(4-1) 社会福祉施設などの給食の安全の確保	担当	健康福祉局
内容	社会福祉施設などにおいて、食中毒防止を図るため、国が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた施設の衛生管理を実施する。		
目標(R6)	・社会福祉施設において年12回従事者研修を実施する。 ・社会福祉施設などにおいて従事者研修を行う。		
実績	・介護保険施設、老人福祉施設及び社会福祉施設 年4回 ・障害福祉サービス事業所 年5回 ・従事者研修:12回実施		

事業	(4-2) 社会福祉施設などの給食の安全の確保	担当	子ども青少年局
内容	社会福祉施設、保育所などにおいて、食中毒防止を図るため、国が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた施設の調理従事者の健康管理や研修を実施する		
目標(R6)	保育所、認定こども園、地域型保育事業所の調理従事者に対する研修:18回		
実績	保育所、認定こども園、地域型保育事業所の調理従事者に対する研修:20回		

事業	(5) 健康食品の医薬品成分検査及び指導	担当	健康福祉局
内容	健康被害を防止するため、医薬品成分を含有する疑いがある健康食品の成分検査を実施する。 医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品の広告に対して指導する。		
目標(R6)	・医薬品成分を含有する疑いがある健康食品の買上げ検査:27件 ・医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品の広告に対する指導の実施		
実績	・医薬品成分を含有する疑いがある健康食品の買上げ検査:27件 ・医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品の広告に対する指導:3件		

事業	(6) 廃棄処理の適正な処理の確認	担当	環境局
内容	食品残渣を扱う廃棄物処理業者に対して、立入検査を行い廃棄食品の適切な処理の確認を実施する。		
目標(R6)	食品残渣を扱う廃棄物処分業者への立入検査:6件(4社)		
実績	7件(3社)		

[個別施策3] 適正な食品表示の推進

事業	食品表示法に基づく適正な表示の推進	担当	健康福祉局
内容	事業者に対し、食品表示法に基づく表示が適正に実施されるよう監視、指導をするとともに、必要に応じて、関係機関と連携して調査、指導を行う。		
目標(R6)	・品質事項に係る監視: 800件 ・衛生事項に係る監視: 10,000件 ・保健事項に係る調査: 1,000件		
実績	・品質事項に係る監視: 818件 ・衛生事項に係る監視: 10,431件 ・保健事項に係る調査: 1,348件		

<基本施策2> 事業者自らが実施する衛生管理の推進

[個別施策4] HACCP に沿った衛生管理の定着の推進

[個別施策5] 多様化する食品の流通、提供形態に応じた支援

事業	(1) 衛生管理の適切な運用	担当	関係各局
内容	関係各局が連携して流通から製造・調理、販売の各段階における、HACCP に沿った衛生管理の確実な実施を推進する。		
目標(R6)	・HACCP に沿った衛生管理の実施状況の確認(健康福祉局) ・学校給食調理従事者研修において講習を実施:28 回(教育委員会) ・保育所、認定こども園、地域型保育事業所の調理従事者に対する講習会:18 回(子ども青少年局) ・HACCP チーム会議の実施(経済局) ・給食従事者等に対する講習会:4 回(健康福祉局)		
実績	・市内の食品取扱施設等(監視指導:39,827 件(再掲))について、HACCP に沿った衛生管理の実施状況の確認を実施(健康福祉局) ・学校給食調理従事者研修において講習を実施:32回(教育委員会) ・保育所、認定こども園、地域型保育事業所の調理従事者に対する講習会:19 回(子ども青少年局) ・HACCP チーム会議:12 回(経済局) ・給食従事者等に対する講習会:4 回(健康福祉局)		

事業	(2) 事業者に対する講習会	担当	健康福祉局
内容	食品衛生に関する最新の情報を提供するため講習会を開催し、自主的な衛生管理の中心的な役割を担う人物を育成する。		
目標(R6)	事業者向け講習会の実施		
実績	・自主管理講習会:1回 ・保健センターによる事業者向け講習会等:108 回(2,145 名) ＜食品衛生責任者講習会(e ラーニング含む)＞ ・養成講習会:3,450名、実務講習会:2,825 名		

<基本施策3> 緊急時を想定した対策

[個別施策6] 危機管理体制の整備

事業	(1) 食中毒等健康被害発生時の対応	担当	健康福祉局
内容	食中毒などの健康被害が発生した場合は、保健所長を中心とした体制により調査や検査等を迅速に実施し、原因究明や被害拡大防止を図る。 保健センター等では、「食の安全・安心に関する窓口」として苦情・相談を受け付ける。		
目標(R6)	・緊急時に市の関係部局、国や他自治体と連携を図り、適切に対応 ・保健センター等で、市民からの苦情・相談を受け付け、必要に応じて関係機関と連携して対応		
実績	・食中毒:13件 ＜病因物質別事件数＞ ・ノロウイルス:9件、カンピロバクター:3件、アニサキス:1件 ・苦情受付件数:1,626件		

事業	(2) 災害に対する構え	担当	健康福祉局
内容	平常時から避難所における食中毒防止対策の周知を図るため、避難所運営の関係者をはじめとする市民に対し啓発を行う。災害発生時には、災害地域内の食品衛生関係施設への監視指導や、避難所における食品の取扱いに関する指導を行う。		
目標(R6)	避難所における食中毒予防対策に関する情報提供の実施		
実績	「避難所における食中毒予防対策」リーフレットの配布(6,250部)		

[個別施策7] 健康危機管理に対応する人材育成

事業	健康危機管理に対する人材育成	担当	健康福祉局
内容	食中毒など健康危機発生時に迅速かつ的確な対応や監視指導を行うための研修を実施し、食品衛生監視員の技術の向上を図る。		
目標(R6)	食品衛生監視員向けの研修の実施		
実績	食品衛生監視員向け研修:3回		

<基本施策4> 食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進

[個別施策8]各種媒体を活用した情報発信

事業	(1-1) 様々な媒体を利用した情報提供	担当	スポーツ市民局
内容	市公式ウェブサイトやくらしのほっと通信など様々な媒体を活用し、食の安全確保に関する情報提供を行う。		
目標(R6)	「くらしのほっと通信」への記事掲載:2件		
実績	「くらしのほっと通信」への記事掲載:2件		

事業	(1-2) 様々な媒体を利用した情報提供	担当	健康福祉局
内容	市公式ウェブサイトや SNS など様々な媒体を活用し、食の安全確保に関する情報提供を行う。		
目標(R6)	・ホームページへのアクセス:500,000件 ・よい食メール配信:52回 ・ソーシャルメディアを活用した情報発信(SNS、動画配信、ターゲティング広告等)		
実績	・ホームページへのアクセス:640,835件 ・よい食メール配信:56回 ＜ソーシャルメディアを活用した情報発信＞ ・SNS:141回(X(旧Twitter)、LINE) ・ターゲティング広告実施(8～9月:カンピロバクター、10～11月:食物アレルギー)		

事業	(2-1) 食品ロス削減に関する適切な情報発信	担当	環境局
内容	家庭での食品ロスを軽減するため期限表示及び保存方法の正しい理解の促進や、外食時の持ち帰りについて食品衛生上の注意事項に関する情報提供を行う。		
目標(R6)	食品ロス削減に関する啓発物品等の配布		
実績	期限表示や長持ちする保存方法等食品ロスの削減につながる取組を紹介する冊子・チラシの配布		

事業	(2-2) 食品ロス削減に関する適切な情報発信	担当	健康福祉局
内容	家庭での食品ロスを軽減するため期限表示及び保存方法の正しい理解の促進や、外食時の持ち帰りについて食品衛生上の注意事項に関する情報提供を行う。		
目標(R6)	持ち帰りの注意事項に関する情報提供の実施		
実績	市民からの問い合わせ及び飲食店等からの相談対応時に、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインについての情報提供を実施		

事業	(3) 注意喚起情報の発信	担当	健康福祉局
内容	健康被害の発生のおそれがある食品の流通が確認されたときなどに、市公式ウェブサイトなどで注意喚起情報を発信する。 夏季には「食中毒警報」を、冬季は「ノロウイルス食中毒注意報・警報」を発表する。 特に発生件数が多い食中毒について、食中毒防止対策期間を設け重点的に注意喚起を行う。		
目標(R6)	・ノロウイルス食中毒防止対策期間などにおける啓発の実施 ・食中毒警報やノロウイルス食中毒注意報・警報の発令 ・公式ウェブサイト等における食の安全に関する緊急情報の発信		
実績	・食中毒防止対策期間:2回(4月～3月、11月～2月) ・食中毒警報発令:3回(7月3日、7月22日、7月29日) ・ノロウイルス食中毒注意報発令:1回(2月3日) ・ノロウイルス食中毒警報発令:2回(3月3日、3月13日) ・違反食品に関する情報発信等:2回		

[個別施策9] 市民の学習機会の提供

事業	(1) 消費生活センターにおける講座の開催	担当	スポーツ市民局
内容	食に関する身近な題材を取り上げた簡易テストや手作り実習を通じて学ぶ体験型の実習講座などを定期的に開催する。		
目標(R6)	・食に関する講座:8回(消費生活講座2回、消費生活実習講座等6回) ・他に中学校、高等学校からの依頼による職場体験学習としての講座を数回予定		
実績	・食に関する講座:8回(消費生活講座2回、消費生活実習講座等6回) ・他に中学校、高等学校からの依頼による職場体験学習としての講座:19回		

事業	(2) 卸売市場への消費者理解の促進等	担当	経済局
内容	市場関係事業者等と連携し、消費者との交流等を通じて、卸売市場についての消費者理解の促進を図るなどの取組みを進めていく。		
目標(R6)	市場まつりの実施、親子市場見学会の実施		
実績	・市場まつり:3回 ・親子市場見学会:8回		

事業	(3) 食品安全・安心学習センター事業の実施	担当	健康福祉局
内容	小中学生期から高齢者までの幅広い世代に対し、中央卸売市場本場内の食品衛生検査所において講習・体験学習等を行うことにより食の安全に関する理解を深める。 また、食品衛生検査所に来ていただくことが難しい方々にも食の安全について学んでいただけるように所外での出張講座を実施する。		
目標(R6)	食品衛生検査所内における講習、体験学習及び所外における出張講座の実施		
実績	参加者:3,180名		

事業	(4) 食育の推進	担当	健康福祉局
内容	名古屋市食育推進計画に基づき食育を総合的に推進し、市民の食育に対する関心を高め、食の安全に関しても、知識と選択する力を習得し、健全な食生活の実現をめざす。		
目標(R6)	・SNS を活用した普及啓発の実施 ・より実践につながりやすい効果的な食育指導の実施 ・食環境づくりの優れた取り組みの普及		
実績	・株式会社名古屋グランパスエイト及び東海学園大学(健康栄養学部の学生)との連携により、朝食摂取率の向上を目的とした動画を制作するとともに、制作した動画を SNS 広告等として配信。 ・保健センターやイベント等での「ベジチェック®」の活用 284回(5,680名) ・野菜を多く使ったメニューを提供する店(なごベジダイニング)の紹介		

事業	(5) 食農教育の推進	担当	緑政土木局
内容	小学校への出前講座の実施や、農業センターを始めとする農業公園3公園での食や農業に関する各種講座・体験教室・収穫体験イベント等の開催、朝市や青空市の開催支援を行う。		
目標(R6)	・小学校への地産地消給食講師の派遣:40 回 ・農業公園での食や農業に関する各種講座・体験教室等の開催 ・朝市青空市開催の情報を市のホームページ等に掲載し、市民に広く広報する。 ・朝市青空市の出店者に対しては、のぼり等の販売促進ツールを提供する。		
実績	・小学校への地産地消給食講師の派遣:43回 ・農業公園での各種講座等:42講座 331 回(19,563 名) -東谷山フルーツパーク:7 講座 74 回(8,422 名) -農業文化園:17 講座 139 回(5,879 名) -農業センター:18 講座 118 回(5,262 名) ・ウェブサイト「あぐりっと！なごや」へ朝市青空市開催情報を掲載 ・朝市青空市の出店者に対して、農産物への貼付用なごやさいシールを配布		

事業	(6) 消費者講習会の開催	担当	健康福祉局
内容	保健センター等で講習会等を開催し、認知度の低いカンピロバクターなどの食中毒防止に関する情報提供等を行う。		
目標(R6)	食中毒防止に関する情報提供等の実施		
実績	消費者向け講習会:257 回(3,346 名)		

〔個別施策 10〕 食物アレルギーに関する情報提供

事業	(1-1) 食物アレルギーに関する啓発	担当	健康福祉局
内容	消費者に対し、食物アレルギーに関する食品表示制度や外食等を利用する際の留意点を啓発する。飲食店等の事業者には、食物アレルギー表示に関する正確な理解を促し、消費者への食物アレルギーの情報提供の取り組みの重要性や注意点を広く周知する。		
目標(R6)	・啓発動画の作成 ・ターゲティング広告の実施		
実績	・Facebook/Instagram でのバナー広告表示:522,311 回(10~11 月) ・YouTube での動画再生回数:89,995 回(10~11 月) ・食物アレルギーをテーマにした食の安全・安心フォーラムを実施。 ・飲食店等の事業者には、監視指導の中でリーフレット等を用いて周知を実施。		

事業	(1-2) 食物アレルギーに関する啓発	担当	教育委員会
内容	学校、保育所等では、食物アレルギーによる健康被害が発生しないよう適切な措置を講じ、食品取扱者への研修等の機会を確保する。		
目標(R6)	食品取扱者への研修:28 回		
実績	食品取扱者への研修:32回		

事業	(1-3) 食物アレルギーに関する啓発	担当	子ども青少年局
内容	学校、保育所等では、食物アレルギーによる健康被害が発生しないよう適切な措置を講じ、食品取扱者への研修等の機会を確保する。		
目標(R6)	・保育所、認定こども園、地域型保育事業所の調理従事者に対する講習会:11 回 ・保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設等の保育士・調理従事者等に対する講習会(オンライン):1 回		
実績	・保育所、認定こども園、地域型保育事業所の調理従事者に対する講習会:12回 ・保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設等の保育士・調理従事者等に対する講習会(オンライン):1 回		

<基本施策 5> 食品衛生対策の推進

[個別施策11] 関係者間(市民・事業者・行政)による意見交換の推進

事業	(1) 関係者間による意見交換	担当	関係各局
内容	基本施策「食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進」で実施される各種事業において、関係者間で意見交換等が行われるように努め、相互に信頼関係が築かれることを目指す。		
目標(R6)	各種事業(食の安全に関する情報発信や体験学習等)の中で、関係者間による意見交換の実施		
実績	食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション事業への参加者数:5,683人		

事業	(2) 意見交換会の実施	担当	健康福祉局
内容	食の安全について社会的な問題となったテーマなどを取り上げ、消費者、事業者、市の三者が意見交換する場を設ける。		
目標(R6)	食の安全フォーラムの実施		
実績	食の安全・安心フォーラム 令和6年11月30日(参加者:85名) テーマ「アレルギーのある人も ない人も 正しく知ろう、食物アレルギー」		

事業	(3) 一日食品衛生監視員の実施	担当	健康福祉局
内容	消費者から公募した一日食品衛生監視員が、名古屋市中心卸売市場本場内の監視や意見交換を行う。		
目標(R6)	一日食品衛生監視員の実施		
実績	参加者:7名		

[個別施策12] 市民の意見を反映した施策の実施

事業	(1) 食の安全・安心モニター制度の活用	担当	健康福祉局
内容	消費者に「食の安全・安心モニター」を委嘱し、食の安全について幅広く情報や意見を集め、本市の施策に反映する。		
目標(R6)	・活動モニターによる調査を実施 ・意見モニターからの意見聴取(アンケート年 4 回実施)		
実績	・活動モニターによる調査:257 件 ・意見モニターからの意見聴取:4 回		

事業	(2) 計画への意見募集	担当	健康福祉局
内容	市民からの意見を募集し、監視指導計画の策定に役立てる。		
目標(R6)	計画策定時に意見募集を行い、施策に反映		
実績	意見募集を 2 月に実施		

名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2028 の実施状況 (令和7年度の事業内容)

<基本施策1> 食品衛生対策の推進

[個別施策1] 生産・流通段階における食の安全の確保

事業	(1)農薬の適正使用の啓発や環境保全型農業の推進	担当	緑政土木局
内容	生産者に対して農薬等薬剤の適正使用の啓発や環境保全型農業を推進する。		
目標(R7)	・生産者向け講習会を3回実施する。 ・環境負荷の低減する有機農業を推進する。		
実績			

事業	(2)家畜伝染病の発生予防、まん延防止	担当	緑政土木局
内容	家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、防疫対策マニュアルを更新するとともに発生を想定した訓練を実施する。		
目標(R7)	・連絡調整会議を実施:1回 ・家畜伝染病の発生を想定した訓練を実施:1回 ・(指定管理者)従事者研修:3回		
実績			

事業	(3-1) 中央卸売市場における食の安全の確保	担当	経済局
内容	市場を流通する食品の品質管理向上に努めるとともに連絡会議等の開催による情報交換などを行う。		
目標(R7)	食の安全・安心に関する会議の実施		
実績			

事業	(3-2) 中央卸売市場における食の安全の確保	担当	健康福祉局
内容	各市場に設置された衛生検査所が監視指導及び検査を実施する。		
目標(R7)	監視指導及び収去検査等の実施		
実績			

[個別施策2] 製造・加工・調理・販売段階における食の安全の確保

事業	(1)食品等事業者への監視指導及び食品等の検査の実施	担当	健康福祉局
内容	・食品衛生監視指導計画に基づき、製造・加工・調理・販売に至る各段階の食品関係施設への監視指導を実施する。 ・市内で製造される食品や市内を流通する食品(輸入食品を含む。)の検査を行い、違反食品等の発見時は、原因施設に対する措置や再発防止の指導を行う。		
目標(R7)	・監視指導の実施 ・収去等検査実施 8000 件 ・カンピロバクター食中毒防止に重点を置いた監視指導の実施(監視強化月間:5 月、9 月)		
実績			

事業	(2)食中毒防止対策の推進	担当	健康福祉局
内容	食中毒の発生状況や事例等をふまえ、対象施設や取扱う食品の特性など食中毒の発生リスクに応じた重点的、効果的な監視指導を実施する。		
目標(R7)	監視指導の実施		
実績			

事業	(3)学校給食における安全・安心の確保	担当	教育委員会
内容	・文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」を始めとする各種衛生基準に基づき、施設・設備・食品等は衛生的に取扱うとともに、調理従事者への研修、衛生検査等を行う。 ・食材の産地、放射性物質の検査結果、食物アレルギー等に関する情報を公表する。 ・中学校スクールランチにおいては衛生に関する専門的な知識を有した指導員を設置し、衛生検査等を行う。		
目標(R7)	・学校給食調理従事者への研修:28回 ・学校給食食材の産地の公表:毎月 ・中学校スクールランチ指導員等立入調査:132回		
実績			

事業	(4-1)社会福祉施設などの給食の安全の確保	担当	健康福祉局
内容	社会福祉施設、保育所などにおいて、食中毒防止を図るため、国が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた施設の衛生管理を実施する		
目標(R7)	・社会福祉施設において年12回従事者研修を実施する。 ・社会福祉施設や保育所などにおいて従事者研修を行う。		
実績			

事業	(4-2)社会福祉施設などの給食の安全の確保	担当	子ども青少年局
内容	社会福祉施設、保育所などにおいて、食中毒防止を図るため、国が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた施設の調理従事者の健康管理や研修を実施する		
目標(R7)	保育所、認定こども園、地域型保育事業所の調理従事者に対する研修:20回		
実績			

事業	(5)健康食品の医薬品成分検査及び指導	担当	健康福祉局
内容	・健康被害を防止するため、医薬品成分を含有する疑いがある健康食品の成分検査を実施する。 ・医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品の広告に対して指導する。		
目標(R7)	・医薬品成分を含有する疑いがある健康食品の買上げ検査:27件 ・医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品の広告に対する指導の実施		
実績			

事業	(6)廃棄処理の適正な処理の確認	担当	環境局
内容	食品残渣を扱う廃棄物処理業者に対して、立入検査を行い廃棄食品の適切な処理の確認を実施する。		
目標(R7)	食品残渣を扱う廃棄物処分業者への立入検査:6件(3社)		
実績			

[個別施策3] 適正な食品表示の推進

事業	食品表示法に基づく適正な表示の推進	担当	健康福祉局
内容	事業者に対し、食品表示法に基づく表示が適正に実施されるよう監視、指導をするとともに、必要に応じて、関係機関と連携して調査、指導を行う。		
目標(R7)	・品質事項に係る監視: 800件 ・衛生事項に係る監視: 10,000件 ・保健事項に係る調査: 1,000件		
実績			

<基本施策2> 事業者自らが実施する衛生管理の推進

[個別施策4] HACCP に沿った衛生管理の定着の推進

[個別施策5] 多様化する食品の流通、提供形態に応じた支援

事業	(1) 衛生管理の適切な運用	担当	関係各局
内容	関係各局が連携して流通から製造・調理、販売の各段階における、HACCP に沿った衛生管理の確実な実施を推進する。		
目標(R7)	・HACCP に沿った衛生管理の実施状況の確認(健康福祉局) ・学校給食調理従事者研修において講習を実施:28 回(教育委員会) ・保育所、認定こども園、地域型保育事業所の調理従事者に対する講習会:19回(子ども青少年局) ・HACCP チーム会議の実施(経済局) ・給食従事者等に対する講習会:4 回(健康福祉局)		
実績			

事業	(2) 事業者に対する講習会	担当	健康福祉局
内容	食品衛生に関する最新の情報を提供するため講習会を開催し、自主的な衛生管理の中心的な役割を担う人物を育成する。		
目標(R7)	事業者向け講習会の実施		
実績			

<基本施策3> 緊急時を想定した対策

[個別施策6] 危機管理体制の整備

事業	(1) 食中毒等健康被害発生時の対応	担当	健康福祉局
内容	・食中毒などの健康被害が発生した場合は、保健所長を中心とした体制により調査や検査等を迅速に実施し、原因究明や被害拡大防止を図る。 ・保健センター等では、「食の安全・安心に関する窓口」として苦情・相談を受け付ける。		
目標(R7)	・緊急時に市の関係部局、国や他自治体と連携を図り、適切に対応 ・保健センター等で、市民からの苦情・相談を受け、必要に応じて関係機関と連携して対応		
実績			

事業	(2) 災害に対する構え	担当	健康福祉局
内容	平常時から避難所における食中毒防止対策の周知を図るため、避難所運営の関係者をはじめとする市民に対し啓発を行う。災害発生時には、災害地域内の食品衛生関係施設への監視指導や、避難所における食品の取扱いに関する指導を行う。		
目標(R7)	避難所における食中毒予防や食物アレルギー対策に関する情報提供の実施		
実績			

[個別施策7] 健康危機管理に対応する人材育成

事業	健康危機管理に対する人材育成	担当	健康福祉局
内容	食中毒など健康危機発生時に迅速かつ的確な対応や監視指導を行うための研修を実施し、食品衛生監視員の技術の向上を図る。		
目標(R7)	食品衛生監視員向けの研修の実施		
実績			

<基本施策4> 食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進

[個別施策8]各種媒体を活用した情報発信

事業	(1-1) 様々な媒体を利用した情報提供	担当	スポーツ市民局
内容	市公式ウェブサイトやくらしのほっと通信など様々な媒体を活用し、食の安全確保に関する情報提供を行う。		
目標(R7)	「くらしのほっと通信」への記事掲載:2件		
実績			

事業	(1-2) 様々な媒体を利用した情報提供	担当	健康福祉局
内容	市公式ウェブサイトや SNS など様々な媒体を活用し、食の安全確保に関する情報提供を行う。		
目標(R7)	・ホームページへのアクセス:650,000件 ・ソーシャルメディアを活用した情報発信(SNS、動画配信、ターゲット広告等)		
実績			

事業	(2-1)食品ロス削減に関する適切な情報発信	担当	環境局
内容	家庭での食品ロスを軽減するため期限表示及び保存方法の正しい理解の促進や、外食時の持ち帰りについて食品衛生上の注意事項に関する情報提供を行う。		
目標(R7)	食品ロス削減に関する啓発物品等の配布		
実績			

事業	(2-2)食品ロス削減に関する適切な情報発信	担当	健康福祉局
内容	家庭での食品ロスを軽減するため期限表示及び保存方法の正しい理解の促進や、外食時の持ち帰りについて食品衛生上の注意事項に関する情報提供を行う。		
目標(R7)	・食べ残し持ち帰り促進ガイドラインについての情報提供の実施 ・食品期限表示の設定のためのガイドラインについての情報提供の実施		
実績			

事業	(3)注意喚起情報の発信	担当	健康福祉局
内容	・健康被害の発生のおそれがある食品の流通が確認されたときなどに、市公式ウェブサイトなどで注意喚起情報を発信する。 ・夏季には「食中毒警報」を、冬季は「ノロウイルス食中毒注意報・警報」を発表する。 ・特に発生件数が多い食中毒について、食中毒防止対策期間を設け重点的に注意喚起を行う。		
目標(R7)	・ノロウイルス食中毒防止対策期間などにおける啓発の実施 ・食中毒警報やノロウイルス食中毒注意報・警報の発令 ・公式ウェブサイト等における食の安全に関する緊急情報の発信		
実績			

[個別施策9]市民の学習機会の提供

事業	(1)消費生活センターにおける講座の開催	担当	スポーツ市民局
内容	食に関する身近な題材を取り上げた簡易テストや手作り実習を通じて学ぶ体験型の実習講座などを定期的に開催する。		
目標(R7)	・食に関する講座:8回(消費生活講座2回、消費生活実習講座6回) ・他に中学校、高等学校からの依頼による職場体験学習としての講座を数回予定。		
実績			

事業	(2)卸売市場への消費者理解の促進等	担当	経済局
内容	市場関係事業者等と連携し、消費者との交流等を通じて、卸売市場についての消費者理解の促進を図るなどの取組みを進めていく。		
目標(R7)	市場まつりの実施、親子市場見学会の実施		
実績			

事業	(3)食品安全・安心学習センター事業の実施	担当	健康福祉局
内容	小中学生期から高齢者までの幅広い世代に対し、中央卸売市場本場内の食品衛生検査所において講習・体験学習等を行うことにより食の安全に関する理解を深める。 また、食品衛生検査所に来ていただくことが難しい方々にも食の安全について学んでいただけるように所外での出張講座を実施する。		
目標(R7)	食品衛生検査所内における講習、体験学習及び所外における出張講座の実施		
実績			

事業	(4)食育の推進	担当	健康福祉局
内容	名古屋市食育推進計画に基づき食育を総合的に推進し、市民の食育に対する関心を高め、食の安全に関しても、知識と選択する力を習得し、健全な食生活の実現をめざす。		
目標(R7)	・SNS を活用した普及啓発の実施 ・より実践につながりやすい効果的な食育指導の実施 ・食環境づくりの優れた取り組みの普及 ・次期名古屋市食育推進計画の策定		
実績			

事業	(5)食農教育の推進	担当	農政土木局
内容	小学校へへの出前講座の実施や、農業センターを始めとする農業公園3公園での食や農業に関する各種講座・体験教室・収穫体験イベント等の開催、朝市や青空市の開催支援を行う。		
目標(R7)	・小学校へへの出前授業の実施や農業公園での食や農業に関する各種講座・体験教室・収穫体験イベント等の開催 ・朝市青空市の部会員へ出展案内や販売促進ツールの提供、研修の実施		
実績			

事業	(6)消費者講習会の開催	担当	健康福祉局
内容	保健センター等で講習会等を開催し、認知度の低いカンピロバクターなどの食中毒防止に関する情報提供等を行う。		
目標(R7)	食中毒防止に関する情報提供等の実施		
実績			

[個別施策 10]食物アレルギーに関する情報提供

事業	(1-1)食物アレルギーに関する啓発	担当	健康福祉局
内容	消費者に対し、食物アレルギーに関する食品表示制度や外食等を利用する際の留意点を啓発する。飲食店等の事業者には、食物アレルギー表示に関する正確な理解を促し、消費者への食物アレルギーの情報提供の取り組みの重要性や注意点を広く周知する。		
目標(R7)	リーフレットや動画等を活用した啓発の実施		
実績			

事業	(1-2)食物アレルギーに関する啓発	担当	教育委員会
内容	学校、保育所等では、食物アレルギーによる健康被害が発生しないよう適切な措置を講じ、食品取扱者への研修等の機会を確保する。		
目標(R7)	食品取扱者への研修:28回		
実績			

事業	(1-3)食物アレルギーに関する啓発	担当	子ども青少年局
内容	学校、保育所等では、食物アレルギーによる健康被害が発生しないよう適切な措置を講じ、食品取扱者への研修等の機会を確保する。		
目標(R7)	・保育所、認定こども園、地域型保育事業所の給食調理従事者に対する講習会:12回 ・保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設等の保育士・調理従事者等に対する講習会(オンライン):1回		
実績			

<基本施策 5> 食品衛生対策の推進

[個別施策11] 関係者間(市民・事業者・行政)による意見交換の推進

事業	(1)関係者間による意見交換	担当	関係各局
内容	基本施策「食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進」で実施される各種事業において、関係者間で意見交換等が行われるように努め、相互に信頼関係が築かれることを目指す。		
目標(R7)	各種事業(食の安全に関する情報発信や体験学習等)の中で、関係者間で相互に信頼関係が築かれるよう努める。		
実績			

事業	(2)意見交換会の実施	担当	健康福祉局
内容	食の安全について社会的な問題となったテーマなどを取り上げ、消費者、事業者、市の三者が意見交換する場を設ける。		
目標(R7)	食の安全フォーラムの実施		
実績			

事業	(3)一日食品衛生監視員の実施	担当	健康福祉局
内容	消費者から公募した一日食品衛生監視員が、名古屋市中心卸売市場本場内の監視や意見交換を行う。		
目標(R7)	一日食品衛生監視員の実施		
実績			

〔個別施策12〕 市民の意見を反映した施策の実施

事業	(1)食の安全・安心モニター制度の活用	担当	健康福祉局
内容	消費者に「食の安全・安心モニター」を委嘱し、食の安全について幅広く情報や意見を集め、本市の施策に反映する。		
目標(R7)	・モニターによる調査を実施 ・モニターからの意見聴取(アンケート実施)		
実績			

事業	(2)計画への意見募集	担当	健康福祉局
内容	市民からの意見を募集し、監視指導計画の策定に役立てる。		
目標(R7)	計画策定時に意見募集を行い、施策に反映		
実績			



パッケージや広告の情報だけにとらわれず商品選択を!

食品を販売するスーパーマーケットのポップやインターネット広告の中には、必ずしも健康の保持増進の効果等が実証されていないにもかかわらず、その効果を期待させるような内容のものがありますが、これらは健康増進法で禁止されている虚偽誇大広告にあたる可能性がありますので注意しましょう。

健康増進法で禁止されている表示の例

お買い得品
便秘解消
がん予防に効果あり
キャベツ ●●●円

❌ 病気の治療や予防効果

❌ 身体の機能を上げる効果

免疫力UP
購入

1週間で
-5kg
ダイエット
プロテイン
¥980 購入

美白・美肌
サプリメント
美髪効果
¥1,200 購入

❌ ダイエットや美白・美肌など人の身体を美化するような効果



こういった商品の中には、確実な根拠もないまま効果をうたった商品で健康被害が起きた例もあります。広告に惑わされず商品を選びましょう!

誇大表示の禁止に関する詳細は、消費者庁のホームページから関連通知をご覧ください

[消費者庁 誇大表示の禁止](#)

[検索](#)



監修：至学館大学名誉教授 小塚 諭

名古屋市健康福祉局

リーフレットに関するお問い合わせは 名古屋市健康増進課 052-972-2637

Japan's food labelling system

資料 3-①



English ver.

気になっていますか?

食品表示



栄養成分表示をみよう!

健康の維持増進のためにエネルギー(熱量)だけでなく食塩相当量、たんぱく質など目的に合わせて見ましょう。



生活習慣病予防や健康の維持・増進に深く関わる重要な成分の表示です。

表示例

栄養成分表示
(1食(200g)当たり)

熱量	230kcal
たんぱく質	31.6g
脂質	6.8g
炭水化物	10.4g
— 糖質	9.6g
— 食物繊維	0.8g
食塩相当量	1.5g

※糖質・食物繊維の表示は任意なので表示されていないこともあります

表示の単位
100g当たり、100ml当たり、1個当たりなど単位ごとに栄養成分の含有量が示されます。

たんぱく質
骨や筋肉などをつくるもとになるので子どもの成長や高齢者の低栄養予防に重要な栄養素です。

食塩相当量
とりすぎると高血圧や胃がんの原因になります。

1日の目標量(18歳以上)
男性 7.5g未満
女性 6.5g未満
※日本人の食事摂取基準(2025年版)

熱量(エネルギー)
食品に含まれるエネルギーの総量です。必要量は年齢や性別、活動量によって異なります。

脂質
生命維持に不可欠なエネルギー源である一方で、とりすぎは肥満や心疾患のリスクを高めます。

炭水化物
炭水化物の内訳は、糖質と食物繊維に分かれます。

糖質
脳や神経に必要なエネルギー源です。余ると脂肪に変換され肥満の原因になるのでとりすぎに注意しましょう。

食物繊維
整腸効果、血糖値上昇の抑制、血中コレステロールの低下などの機能が明らかになっています。

1日の摂取目標量(30~64歳)
男性 22g以上
女性 18g以上
※日本人の食事摂取基準(2025年版)

積極的にとりましょう

▶ もっと詳しく
栄養成分表示について
知りたい人はこちら





食物アレルギー

特定の食べものを食べることにより、アレルギー症状を起こすことを「食物アレルギー」と言います。

症状はかゆみやじんましんなどですが、重症化すると呼吸困難などを起こす場合もあります。

食物アレルギーの人の割合は年々増加しています。

食物アレルギー患者の割合	3歳までに食物アレルギー疾患と診断された割合
乳幼児の 5～10% 学童期以降の 1～3%	1999年度から2019年度に 約2倍 に増加
アレルギーポータルサイト(厚生労働省・一般社団法人アレルギー学会)	東京都「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査(令和元年)」(令和2年10月)

こんなに増えているんだ!
食物アレルギーがある人だけでなく、周りの人も知っておく必要があるね



アレルギーを含む食材は、症例数や重篤度によって表示が義務づけられているもの、推奨されているものがあります。

(令和7年4月1日現在)

表示が義務付けられたもの (特定原材料)	えび、かに、くるみ※、小麦、そば、卵、乳、落花生(8品目) ※くるみアレルギーの方はペカンナッツでアレルギー反応が起こることがあるので、お気をつけください。
表示が推奨されたもの (特定原材料に準ずるもの)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン(20品目)

「くるみ」が特定原材料に追加されましたが、表示切り替え期間とされている令和7年3月31日までに製造された商品の中には「くるみ」を含んでいても表示されていないものがありますのでご注意ください。

表示のどこをみればいいのか?

アレルギーの人へ贈り物を買うときは、ここを確認しよう!

原材料名

- アレルギーを含む食材など、使用されている材料が重量の割合の多い順に表示されます。
- 添加物は／(スラッシュ)などで区分されて書かれます。

- 特定原材料とわかりにくい場合には、「～を含む」「～由来」などと表示されることがあります。
※欄の最後に「一部に○○を含む」とまとめて表示されることもあります。

- 原材料で使用していなくても、特定原材料等が意図せず混入してしまう場合もあるので、枠外の注意喚起表示もチェックしましょう。

例 ▶ 本品製造工場では小麦を含む製品を生産しています。

表示例

名 称	洋菓子
原材料名	小麦粉、砂糖、植物油脂、卵黄(卵を含む)、バター、洋酒／膨張剤、香料、乳化剤(大豆由来)、酸化防止剤(ビタミンC)
原料原産地名	国産(小麦粉)
内容量	50 g
賞味期限	20XX / 12 / 31
保存方法	要冷蔵(10℃以下)
製造者	株式会社 ○○○○ 名古屋市○区○町○丁目○

▶ もっと詳しくアレルギー表示について知りたい人はこちら

消費者庁 食物アレルギー

検索



保健機能食品や特別用途食品を上手に活用しよう!

食品の中には国の定めた基準に従って、健康の維持・増進に関する機能等が表示されているものもあります。正しく理解して活用しましょう。一般の食品には健康の保持増進に関する機能の表示は認められていません。

保健機能食品

特定保健用食品(トクホ)

科学的根拠に基づいた機能を表示した食品です。

表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。



機能性表示食品

事業者が販売前に、安全性及び機能の根拠に関する情報などを消費者庁長官に届けたものです。



栄養機能食品

既に科学的根拠が確認された特定の栄養成分(ビタミン、ミネラル等)を基準値以上含む食品に機能が表示されています。

表示例 「ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。」等

▶ もっと詳しく保健機能食品を知りたい人はこちら

消費者庁 保健機能食品

検索



特別用途食品

乳児の発育や病者など特別な用途における健康の保持・回復などに適する旨の表示がされています。

例 「病者用食品」「妊産婦、授乳婦用食粉乳」「乳児用調整乳」「えん下困難者用食品」「経口補水液」等



これらは医薬品ではないので、病気の治療や予防のためのものではありません。商品の説明をしっかりと読んで活用するとともに、主食・主菜・副菜を基本にバランスのよい食事を心がけましょう!

くすりと健康食品

－健康食品を正しく理解するために－

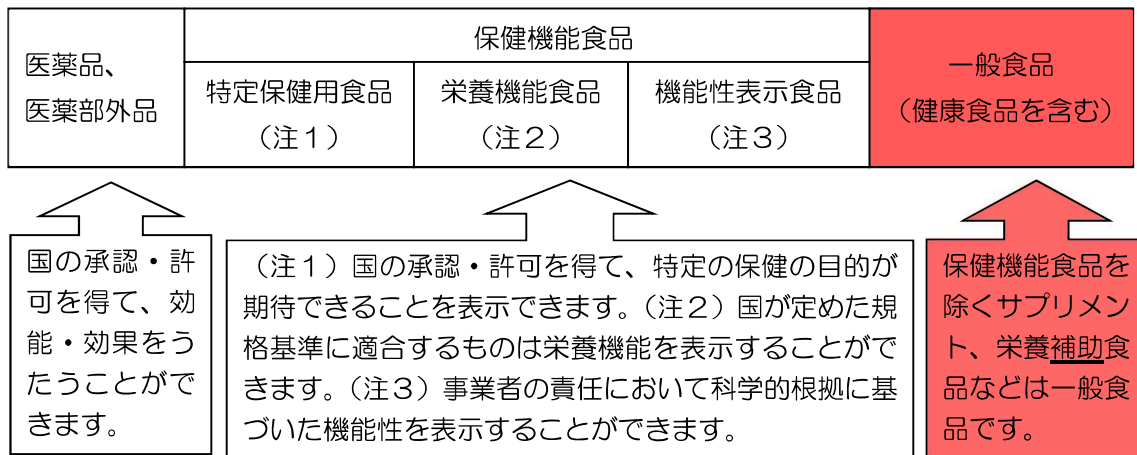


健康食品とは、健康に良いといわれて販売されていますが、法律的な定義はありません。健康食品は、あくまで食品として、栄養補給や健康の維持などの目的で利用するもので、医薬品と違い、病気の治療や予防などを目的とするものではありません。

名古屋市

1 くすりと食品のちがい

口から摂取するものは、医薬品（医薬部外品を含む）を除き、食品です。



2 健康食品には効能・効果をうたえません！

健康食品はあくまで食品であり、医薬品のように病気の治療や身体の構造・機能に影響を与える効果をうたうことはできません。治療が必要な病気を抱えている場合には、きちんと医療機関で受診してください。



疾病の治療又は予防を目的とする効能効果

<不適切な例>

糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に、肝障害・腎障害を治す、ガンがよくなる、便秘が治るなど



身体の組織機能の一般的増強・増進を目的とする効能効果

<不適切な例>

疲労回復、強壮、体力増強、老化防止、若返り、新陳代謝を盛んにする、血液浄化、解毒機能を高める、病気に対する自然治癒能力を増す、成長促進、体内に蓄積された脂肪を分解・燃焼・排泄する効果、これを食べるだけで痩せます、女性ホルモン様作用物質が含まれていますなど



医薬品的な効能効果の暗示

<不適切な例>

- ① 名前又はキャッチフレーズにより暗示するもの
延命〇〇、漢方秘伝、不老長寿、〇〇処方
- ② 製法の説明により暗示するもの
××等の薬草を独自の製造法（特許出願中）によって調整
- ③ 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、体験談などを引用することにより暗示するもの

3 健康食品による健康被害に注意！

医薬品成分が入っている健康食品により健康被害が発生しています。健康食品を利用するときは、被害の発生情報や製品の情報について注意するよう心がけてください。

医薬品成分が検出された製品例



検出された医薬品成分：マジンドール、シブトラミン等
＜マジンドール＞

適応等：食欲抑制剤（医薬品サノレックス錠と同じ成分）

副作用：依存性、肺高血圧症、口渇感、便秘、悪心・嘔吐、睡眠障害、胃部不快感など

＜シブトラミン＞

適応等：肥満症治療剤

（国内では医薬品として承認されていない）

副作用：頭痛、口渇、便秘、不眠、鼻炎、血圧及び心拍数の増加など



検出された医薬品成分：シルデナフィル

適応等：勃起不全治療薬（医薬品バイアグラ錠と同じ成分）

副作用：頭痛、ほてり、視覚異常など

心疾患治療薬である硝酸剤または一酸化窒素供与剤（ニトログリセリン、亜硝酸アミル、硝酸イソソルビド等）との併用により、過度に血圧が低下し、場合によっては死亡することがある。

インターネット販売製品の買上調査結果（厚生労働省報道発表資料より）

	強壮効果を目的とする製品			痩身効果を目的とする製品		
	医薬品成分 検出件数	検査件数	検出率（%）	医薬品成分 検出件数	検査件数	検出率（%）
平成23年度	53	57	93	5	12	42
平成24年度	37	44	84	19	29	66
平成25年度	33	50	66	16	31	52
平成26年度	44	72	61	0	6	0
平成27年度	63	98	64			

医薬品成分の検出率は
60%以上！！

4 健康食品を購入・利用するときの注意

- ① 海外で製造された健康食品には注意しましょう。これまでに医薬品成分が検出された健康食品のほとんどは、海外で製造されたものです。
- ② 不特定の販売業者から購入した健康食品には注意しましょう。特に、インターネットオークションや輸入代行業者を通じて購入した場合、健康被害が発生しても、販売者に責任を問えないことがほとんどです。信頼できる販売者から購入してください。
- ③ 効能・効果をうたった健康食品は購入しないようにしてください。



健康食品を食べて体調が悪くなったときは、医療機関を受診してください。医師の診察の結果、健康食品による健康被害が疑われる場合は、以下に掲載されている保健センターへお知らせください。

このリーフレットに関する相談は

以下の保健センター環境薬務課または名古屋市保健所環境薬務課へ

- | | |
|---|---------------------------|
| ○千種保健センター環境薬務課
(担当区：千種区、昭和区、瑞穂区、名東区) | TEL 753-1973、FAX 751-3545 |
| ○中村保健センター環境薬務課
(担当区：西区、中村区、熱田区、中川区) | TEL 433-3064、FAX 483-1131 |
| ○中保保健センター環境薬務課
(担当区：東区、北区、中区、守山区) | TEL 265-2256、FAX 265-2259 |
| ○南保保健センター環境薬務課
(担当区：港区、南区、緑区、天白区) | TEL 614-2885、FAX 614-2818 |
| ○名古屋市保健所環境薬務課 | TEL 972-2651、FAX 972-4153 |

下記ウェブサイトも参考にしてください。

・厚生労働省ウェブサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/daietto/index.html

・国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 <https://hfnet.nibiohn.go.jp/>

・名古屋市ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-7-0-0-0-0-0-0-0.html>

インターネット販売製品の買上調査結果（厚生労働省報道発表資料より）

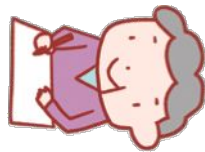
	強壮効果を目的とする製品			痩身効果を目的とする製品		
	医薬品成分 検出件数	検査件数	検出率(%)	医薬品成分 検出件数	検査件数	検出率(%)
平成 23 年度	53	57	93	5	12	42
24 年度	37	44	84	19	29	66
25 年度	33	50	66	16	31	52
26 年度	44	72	61	0	6	0
27 年度	63	98	64			
28 年度	78	102	76	12	49	24
29 年度	22	23	96			
30 年度	49	55	89	0	12	0
令和元年度	4	11	36	0	12	0
2 年度	17	26	65	1	11	9
3 年度	3	19	16	1	8	13
4 年度	8	29	28	2	27	7

追加分

健康食品手帳

健康食品の利用状況を記録し、自分自身で体調に良い効果があるか、悪い影響はないか把握しましょう。
不調を感じたらすぐに使用を中断し、医療機関を受診しましょう。

製品名		日付(曜日)						
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝
目安の摂取量								
摂取した健康食品とその量	朝							
	昼							
	夜							
	朝							
体調	調子が良い							
	変わらない							
	調子が悪い							
	気付いたこと(メモ)							



健康食品は、自分の生活を見直し、食生活や生活習慣が改善に向かうように意識しながら使いましょう。



消費者安全課
表示対策課
食品表示課
監修：梅垣政三

発行日 2017年10月2日(第3刷) 2024年7月1日

健康食品の問題

1 健康食品で病気が治る？

錠剤・カプセル状の製品は、薬のように見えますが、「食品」であり、病気を治す効果、防ぐ効果はありません。

3 専門家の研究結果と同じ効果がある？

有効性の試験は特定の条件下で行われています。人が食べたときに必ずしも、誰でも同じ効果が出るとは限りません。

5 一時的な体調不良は効果の証拠？

「好転反応」と呼ばれる、体調が悪くなるような症状が出ることは、健康食品では起こらないとされています。

2 天然・自然由来のものが原料なら安全？

天然・自然由来の薬草は無数にありまます。天然・自然由来の食品でも、健康食品として使用する場合は、普段の食べ方とは異なるため、食品では予期しないような影響が出る場合があります。

4 体験談は信用できる？

体験談は、利用者の感想にすぎません。宣伝のために都合の良い内容のみ編集して掲載されている場合もあります。

健康の維持・増進の基本は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休息」です。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、食事、運動、休息の質を高めるための補助的なものとして、健康食品を上手に利用しましょう。

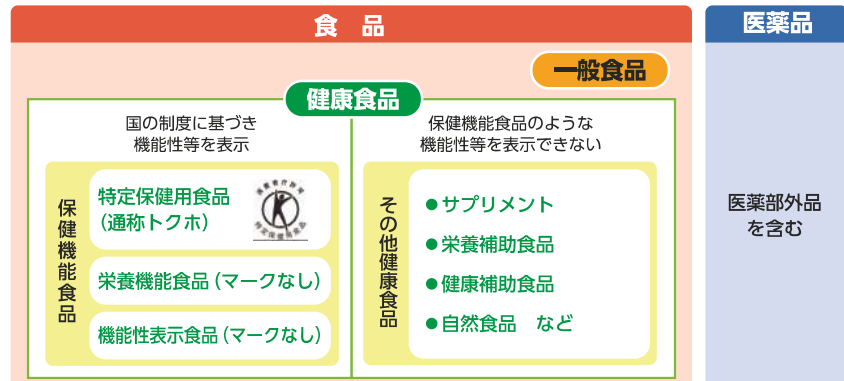
健康食品とは？

～いくつかの制度による、違いがあります～

私たちが口からとるものは、**食品**と**医薬品**(医薬部外品を含む)に分けられます。健康の維持や増進の効果をうたった健康食品は**食品**に分類されます。

一般的に健康食品とは、健康に良いことをうたった食品全般のことです。それら健康食品は、国の制度に基づき機能性等を表示できる「特定保健用食品(トクホ)」、「栄養機能食品」及び「機能性表示食品」と、それ以外の「その他健康食品」に分けることができます。

●健康食品の分類



※原則として医薬品との誤認を避けるため、食品に「治る」など医薬品的な効果を表示することはできません。

「その他健康食品」は、機能性等を表示することはできません。そのため、「その他健康食品」の広告等は、機能性等の効果を暗示した魅力的なキャッチコピーや「利用者の体験談」などを使って、間接的にアピールしていることがあります。しかし、そのような広告等に示されている効果や安全性は、必ずしも保証されているわけではなく、慎重に選ぶ必要があります。

医薬品のように病気を治す効果をうたっているような「その他健康食品」の中には、医薬品成分が違法に添加され、安全性に問題がある製品もあるため、特に注意が必要です。



健康食品を利用するときに確認したいポイント



- 錠剤・カプセル状の製品は過剰摂取になりがちです。味・香り・容積が備わった通常の食品形状の製品の方が、過剰摂取になりにくいです。
- 広告のキャッチコピーや利用者の体験談でなく、自分自身で製品中に含まれている成分の安全性と有効性に関する情報を調べてみましょう。
- 友人・知人から得た情報は、その情報源をたどって、販売業者の宣伝にすぎない内容ではないか、正確な情報かを確かめましょう。
- 製品の品質等を確認するための、製品中の個別成分の含有量、製造者や問合せ先が明記してあることを確認しましょう。
- 思わぬ健康被害を受けることがあるので、錠剤・カプセル状の製品を複数利用したり、医薬品的な効果を期待して利用しないようにしましょう。
- 自己判断での医薬品との併用は避け、不調を感じたら必ず医師・薬剤師などの専門家に相談しましょう。
- 高価な製品ほど効果があるとは限りません。同様の製品と比べてみましょう。

消費者庁
<https://www.caa.go.jp/>

●食品安全に関する取組
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/

●機能性表示食品に関する情報
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/about_food_with_function_claims/s/

●機能性表示食品の届出情報検索
<https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/>

●栄養や保健機能に関する表示制度とは
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_and_nutrition_labelling

●誇大表示の禁止(健康増進法)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement

内閣府食品安全委員会
<https://www.fsc.go.jp/>

●「健康食品」に関する情報
<https://www.fsc.go.jp/osirase/kenkosyokuhin.html>

厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp>

●「健康食品」のホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所
<https://www.nibiohn.go.jp/eiken/>

●「健康食品」の安全性・有効性情報
<https://hfnet.nibiohn.go.jp/>

➡ 詳しく知りたい方のために

保健機能食品

～国の制度に沿った食品とそれ以外の食品～

特定保健用食品、**栄養機能食品**、**機能性表示食品** の総称を保健機能食品といいます。この3種類は対象とする成分、製品としての安全性と効果の根拠の考え方の点でそれぞれ特徴があります。

特定保健用食品

特定保健用食品（通称トクホ）は、**国が人での安全性と効果を個別製品として審査し、消費者庁長官が保健機能（健康の維持・増進に役立つ効果等）の表示を許可した食品**です。



栄養機能食品

栄養機能食品は、**人での安全性と効果の科学的根拠が明らかとなっているビタミンやミネラルなどの栄養素について、その製品中の含有量が、国が定めた基準を満たしていれば既定の栄養機能が表示できる食品**です。

機能性表示食品

機能性表示食品は、**事業者の責任において、一定の科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品**で、その安全性と機能性の根拠等については、販売前に事業者から消費者庁長官へ届け出られ、届出情報が消費者庁のウェブサイトで公開されています。

機能性表示食品は、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではなく、**事業者の責任において安全性や機能性が評価されています**。

それ以外の「**その他健康食品（保健機能食品以外の食品）**」には、パッケージに機能性等を表示することはできませんし、国の関与もありません。

健康食品を利用する際は、保健機能食品のように国や事業者による効果の裏付けが示されていることが製品を選ぶ際の一つの目安になります。

健康食品と医薬品の違い

～効果や品質の違い～

錠剤・カプセル状の健康食品は、医薬品と混同されやすいのですが、この二つは全く異なるものです。その違いは、製品の品質（有効成分量、有害物質の混入の有無）、安全性と有効性の科学的根拠（病気の治療・治療効果の証明）、そして利用環境（専門職のサポート体制）です。

製品の安全性と有効性を確保するには、製品中に“一定量”の有効成分が含まれ、有害成分が含まれていないことが重要です。

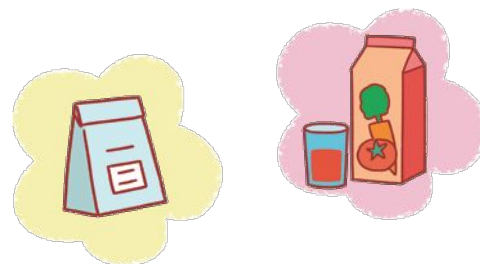
医薬品は全てGMP（Good Manufacturing Practice 適正製造規範）に基づき、一定の品質が確保された製品として製造されています。一方で現在、多くの健康食品はGMPに基づく製造はされていません。漢方薬を健康食品だと勘違いしている人がいるようですが、同じ植物成分が使われていても、漢方薬は製品の品質が確保された医薬品です。

「医薬品にも使われている成分です」との文言で製品の有効性をアピールしている健康食品があります。しかし、表示されている成分の製品中の含有量は、効果が期待できないほど微量であったり、医薬品とは利用目的や利用方法が異なっていたりすることがあります。

医薬品は病気の人を対象に有効性・安全性が検討されていて、医師・薬剤師の管理・指導によって安全かつ効果的に利用できる環境が整備されていますが、健康食品の選択や利用は、消費者に任せられています。

また、厚生労働大臣の承認を受けて国内で正規に流通する医薬品には、それを適正に使用していて重大な健康被害が生じた場合、救済を図る公的な仕組み（医薬品副作用被害救済制度）がありますが、健康食品にはこのような制度はありません。

健康食品は「摂取すれば健康になる」というイメージが強いようですが、安全性や有効性がしっかり検証されている製品もあれば、全く検証されていなかったり、医薬品成分が違法に添加されていたりする悪質な製品もあります。



健康食品の問題点

～「健康被害」と「経済的被害」～

1 健康食品による健康被害

健康被害の原因には、粗悪製品の利用、過剰摂取、アレルギー体質の人の利用、医薬品との相互作用等が挙げられます。「健康食品は食品なので過剰摂取しても安全」と考えて、効果を実感できない人が自己判断で過剰摂取することも健康食品に特有の現象といえるでしょう。



多様な品質の健康食品が消費者の自己判断で利用されており、健康被害の正確な実態はよく分かっていません。東京都福祉保健局の調査[※]によると、健康食品によって身体の不調を感じた人は利用者の4%程度で、下痢や腹痛、発赤や発疹、身体のかゆみなどのアレルギーと思われる症状が多いと報告されています。その他、肝機能や腎機能に障害が起きたという、一部の報告があります。

健康被害に関係する健康食品の多くは、サプリメントといわれている錠剤・カプセル状の製品です。その理由としては、錠剤・カプセル状の製品は医薬品と誤解して病気の治療目的に使われることが考えられます。また、特定の成分が濃縮されているため、日常食べている食品よりも身体への作用が強くなり、望まない影響が出やすくなるからでしょう。

健康被害の症状が重篤になる事例として、医薬品との飲み合わせが特に問題となっています。特に病気の方は身体の機能が落ちているため摂取した成分の有害な作用を受けやすく、そのような人が健康食品と医薬品を併用すると、医薬品が効きにくくなったり副作用が出やすくなったりする場合があります。

※平成26年度「都民の健康と医療に関する実態と意識」

2 根拠のない健康食品の広告などの問題点

健康食品の中には、「有名人が利用している」、「希少な成分が含まれている」、「病気が治った」、「特許取得」、「〇〇賞を受けた」など、魅力的なうたい文句が付いているものが多く存在しますが、これらの内容は、製品の安全性や有効性を保証するものではありません。

健康食品はあくまでも食品であり、医薬品ではないので、「病気が治った」という表現は、特に注意が必要です。現時点で、病気の人を対象に治療効果を明確に実証した健康食品はありません。

なお、このような魅力的な効果をうたいながら、その効果などが実証されていない広告は、虚偽表示や誇大表示に該当し、「健康増進法」や「不当景品類及び不当表示防止法」で禁止されています。しかしながら、「個人の感想です。」、「効果を保証するものではありません。」といった効果の保証を打ち消す文言を併記すれば、規制を逃れられると誤解している事業者が、根拠なく広告を行っている場合があるため、注意が必要です。



3 経済的被害

健康食品による被害には、効果のない高額な製品を購入したことによる経済的被害もあります。高額な製品ほど効果が期待できると誤解される傾向もあるようですが、価格は販売者が自由に決めるものであり、効果が保証されるものではありません。

♡ 信頼できる 情報源

インターネットなどには、不確定、不正確な情報が掲載されている場合もあります。

詳しい健康食品に関する基礎知識や成分に関する安全性と有効性の信頼できる情報源として、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所のウェブサイト「健康食品」の安全性・有効性情報」の中の「素材情報データベース」を御活用ください!



! インターネット通販による 違法健康食品

インターネットの普及により、国内外から健康食品を手軽に入手できるようになりました。インターネットは大変便利ですが、一方で、「手に取って製品を見ることができない」、「表示されている詳細な点を確認できない」、「対面で質問できない」などの欠点があり、購入前に製品の品質を十分に確認することができません。

違法な健康食品（医薬品成分などが添

加された「無承認無許可医薬品」として公表された製品の入手経路は、その大半がインターネットによるものです。

製造者や品質などが明らかな製品、利用経験のある製品の再購入などについては、インターネット通販は向いていますが、あまりよく分からない製品を品質の確認ができないままインターネットで購入することについては慎重な検討が必要です。

毒

有毒植物に要注意

山菜狩りなどで誤って有毒な野草を採取し、食べたことにより、**食中毒**が発生しています。
有毒植物による食中毒で、**死者も発生**しています。

食用の野草と確実に判断できない植物は

絶対に

採らない! 食べない!

売らない! 人にあげない!

- ⚠ 家庭菜園や畑などで、野菜と観賞植物を一緒に栽培するのはやめましょう。
- ⚠ 山菜に混じって有毒植物が生えていることがあります。山菜狩りなどをするときは、一本一本よく確認して採り、調理前にもう一度確認しましょう。

<食用と間違いやすい有毒植物の例>

スイセン 及び スノーフレーク



スイセン



スノーフレーク
(スズランスイセン)

【中毒症状】

食後30分以内で、吐き気、嘔吐、頭痛など。
(スイセンでは、悪心、下痢、流涎、発汗、昏睡、低体温などもある。)

【間違いやすい植物】

・ニラ など
(スイセンは、ノビルやタマネギにも間違われやすい)

バイケイソウ



芽出し期のバイケイソウ

【中毒症状】

嘔吐、下痢、手足のしびれ、めまいなどの症状が現れ、死亡することもある。

【間違いやすい植物】

・オオバギボウシ(ウルイ)、ギョウジャニンニクなど

イヌサフラン



【中毒症状】

嘔吐、下痢、皮膚の知覚減退、呼吸困難。
重症の場合は死亡することもある。

【間違いやすい植物】

(葉)
・ギョウジャニンニク
・ギボウシ と類似。
(球根)
・ジャガイモ
・タマネギ など

グロリオサ



グロリオサの地下部



グロリオサの花

【中毒症状】

口腔・咽頭灼熱感、発熱、下痢、背部疼痛などが発症し、臓器の機能不全などにより、死亡することもある。

【間違いやすい植物】

・ヤマノイモ

**野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を！
見分けに迷ったら、食べないでください！**

過去10年間の有毒植物による食中毒発生状況（平成27年～令和6年）

植物名	間違えやすい植物の例（「 自然毒のリスクプロファイル 」より）	事件数	患者数	死亡数
スイセン	ニラ、ノビル、タマネギ	73	226	1
ジャガイモ	※親芋で発芽しなかったイモ、光に当たって皮がうすい黄緑～緑色になったイモの表面の部分、芽が出てきたイモの芽及び付け根部分などは食べない。	13	225	0
チョウセンアサガオ	ゴボウ、オクラ、モロヘイヤ、アシタバ、ゴマ	8	25	0
バイケイソウ	オオバギボウシ、ギョウジャニンニク	21	43	0
クワズイモ	サトイモ	19	51	0
イヌサフラン	ギボウシ、ギョウジャニンニク、ジャガイモ、タマネギ	22	29	14
トリカブト	ニリンソウ、モミジガサ	9	16	1
コバイケイソウ	オオバギボウシ、ギョウジャニンニク	2	3	0
ヨウシュヤマゴボウ	ヤマゴボウ	4	4	0
グロリオサ	ヤマノイモ	5	7	2
ハシリドコロ	フキノトウ、ギボウシ	2	3	0
キダチタバコ	カラシナ、カラシ	1	3	0
ユウガオ	ヒョウタン ※ まれに高クルビタシン含量のユウガオによる中毒もある。苦みの強いものは摂食しない方がよい。	10	23	0
スノーフレーク	ニラ	0	0	0
ヒガンバナ	ニラ、ノビル、タマネギ	1	2	0
タガラシ	セリ	1	1	0
その他（観賞用ヒョウタン、タマスダレ、ヒメザゼンソウ等）		24	43	0
不明		3	22	0
合計		218	726	18

- **毒キノコにも、ご注意ください！**
→ [毒キノコによる食中毒に注意しましょう](#)
- **代表的な有毒植物及び毒キノコの特徴については**
→ [「自然毒のリスクプロファイル」](#)をご覧ください。
- **一部地域で、山菜から基準値を超える放射性物質が検出されています。**
→ 山菜狩りをする場合は、
[放射性物質のモニタリング検査結果や出荷制限などの情報](#)
をホームページ等で、確認してください。
→ 林野庁ホームページ「[山菜採取にあたっての留意点](#)」

自然毒のリスクプロファイル

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html



高齢者の誤食・中毒・死亡が多発！ その植物、有毒かも？

有毒植物を原因とする

食中毒患者の**約半数**が**60歳以上**です※

※ 平成30年～令和5年の植物性自然毒による患者年齢別発生状況
(キノコ、ジャガイモ及び銀杏を除く。)



- × 植えた覚えのない植物は食べない
- × 観賞植物は有毒のものも！ 野菜と一緒に栽培しない
- × 山菜も危険！ 有毒植物が混じっていることがあります

**まちがいなく食用だと判断できない植物は
採らない！ 食べない！ 売らない！ 人にあげない！**

野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を



有毒です 食べないで

食用と間違えやすい有毒植物の例



スイセン・スノーフレーク



スイセン



スノーフレーク
(スズランスイセン)

中毒症状

食後30分以内で、吐き気、嘔吐（おうと）、頭痛など。スイセンでは、悪心、下痢、流涎（りゅうぜん）、発汗、昏睡、低体温などもあります。

間違えやすい植物

ニラ、ノビル、タマネギ など

イヌサフラン



葉



球根

中毒症状

嘔吐（おうと）、下痢、皮膚の知覚減退、呼吸困難。重症の場合は死亡することもあります。

間違えやすい植物

《葉》 ギョウジャニンニク・ギボウシ
《球根》 ジャガイモ・タマネギ など

バイケイソウ

芽出し期のバイケイソウ



芽出し期のコバイケイソウ

中毒症状

嘔吐（おうと）、下痢、手足のしびれ、めまいなどの症状が現れ、死亡することもあります。

間違えやすい植物

オオバギボウシ（ウルイ）
ギョウジャニンニク など

グロリオサ



中毒症状

口腔・咽頭灼熱感、発熱、嘔吐（おうと）、下痢、背部疼痛などを発症し、臓器の機能不全などで、死亡することもあります。

間違えやすい植物

《根》 ヤマイモ

クワズイモ

クワズイモの根茎



クワズイモの葉



中毒症状

悪心、嘔吐、下痢、麻痺、皮膚炎など

間違えやすい植物

《根》 サトイモ

トリカブト



オクトリカブト

トリカブトの芽生え



中毒症状

食後10～20分以内で、口唇、舌、手足のしびれ、嘔吐（おうと）、腹痛、下痢、不整脈、血圧低下、けいれん、呼吸不全に至って死亡することもあります。

間違えやすい植物

・ニリンソウ
・モミジガサ など

代表的な有毒植物の特徴は「自然毒のリスクプロファイル」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html



観賞用植物の 誤食に注意！



**観賞用植物には食えると有毒なものもあります。
野菜などの食用植物と一緒に栽培しないでください！**

- 植物の種類や名前を書いた札を立てるなど、栽培しているものが分かるようにする。
- 食用植物と観賞用植物を近くに植えない。
観賞用植物は、畑や菜園から離れた場所で明確に区分けして栽培する。



**子どもや認知機能の低下している方が
誤って食べてしまわないように注意しましょう！**

- 判断できない人が誤って口にしないよう
簡単に手の届く範囲で栽培しない。球根を放置しない。
- 何かを植えたら、家族にも伝えましょう。



食用として植えた覚えのない植物は食べないでください！

- 有毒植物には、野菜や食用植物と非常に似たものがあります。
- 種が飛んできたり、以前に植えたものが再び生えてくることもあります。

まちがいなく食用だと判断できない植物は

採らない！ 食べない！ 売らない！ 人にあげない！

体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を



食用と間違えやすい 観賞用植物の例



スイセン・スノーフレーク

スイセン



スノーフレーク
(スズランスイセン)



中毒症状

食後30分以内で、吐き気、嘔吐（おうと）、頭痛など。スイセンでは、悪心、下痢、流涎（りゅうぜん）、発汗、昏睡、低体温などもあります。

間違えやすい植物

ニラ、ノビル、タマネギ など

イヌサフラン

葉



球根



中毒症状

嘔吐（おうと）、下痢、皮膚の知覚減退、呼吸困難。重症の場合は死亡することもあります。

間違えやすい植物

《葉》 ギョウジャニンニク・ギボウシ
《球根》 ジャガイモ・タマネギ など

チョウセンアサガオ

チョウセン
アサガオの葉と花



チョウセン
アサガオの種



中毒症状

口の渇き、瞳孔の散大、意識混濁、興奮、麻痺、心拍数の増加 など

間違えやすい植物

《葉》 モロヘイヤ
アシタバ
《根》 ゴボウ
《種》 ゴマ など

グロリオサ

地下部を付けたグロリオサ全体



中毒症状

口腔・咽頭灼熱感、発熱、嘔吐（おうと）、下痢、背部疼痛などを発症し、臓器の機能不全などで、死亡することもあります。

間違えやすい植物

《根》 ヤマイモ

クワズイモ

クワズイモの根茎



クワズイモの葉



中毒症状

悪心、嘔吐、下痢、麻痺、皮膚炎など

間違えやすい植物

《根》 サトイモ

シャクナゲ

ハクサンシャクナゲ



中毒症状等

嘔吐、下痢、血圧低下、めまい、けいれんなどを引き起こします。

ハクサンシャクナゲの葉のお茶としての飲用による血圧低下の急性中毒例があります。

代表的な有毒植物の特徴は「[自然毒のリスクプロファイル](#)」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html



名古屋市食の安全・安心推進会議に関する規程

名古屋市食の安全・安心条例（平成 19 年 12 月 26 日制定） 抜粋

第 4 章 食の安全・安心推進会議

（食の安全・安心推進会議）

第 22 条 食の安全・安心の確保に関する事項について協議するため、名古屋市食の安全・安心推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

- (1) 食の安全・安心の確保のための施策に関すること。
- (2) 食の安全・安心の確保のための関係者間の相互理解に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関すること。

（組織）

第 23 条 推進会議は、委員 20 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消費者
- (3) 事業者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項第 2 号の規定により委嘱する委員の一部は、公募するものとする。

3 特別の事項を協議するため必要があるときは、推進会議に特別委員を置くことができる。

（任期）

第 24 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

2 特別委員は、その特別の事項の協議が終了したときに解任されるものとする。

（委任）

第 25 条 前 3 条に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

名古屋市食の安全・安心条例施行細則（平成 20 年 3 月 28 日制定） 抜粋

（会長及び副会長）

第 8 条 条例第 22 条第 1 項に規定する名古屋市食の安全・安心推進会議(以下「推進会議」という。)に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、健康福祉局生活衛生部食品衛生課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。